

国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程

平成 18 年 4 月 1 日 平 18 規程第 11 号	平成 20 年 3 月 17 日 一部改正
平成 21 年 3 月 11 日 一部改正	平成 21 年 12 月 4 日 一部改正
平成 22 年 12 月 3 日 一部改正	平成 23 年 3 月 31 日 一部改正
平成 24 年 2 月 3 日 一部改正	平成 24 年 7 月 6 日 一部改正
平成 25 年 2 月 8 日 一部改正	平成 26 年 3 月 14 日 一部改正
平成 27 年 3 月 13 日 一部改正	平成 27 年 12 月 28 日 一部改正
平成 28 年 3 月 31 日 一部改正	平成 28 年 12 月 26 日 一部改正
平成 29 年 1 月 31 日 一部改正	平成 29 年 3 月 23 日 一部改正
平成 29 年 12 月 5 日 一部改正	平成 30 年 3 月 15 日 一部改正
平成 31 年 2 月 25 日 一部改正	令和 元年 12 月 12 日 一部改正
令和 2 年 2 月 18 日 一部改正	令和 2 年 12 月 9 日 一部改正
令和 3 年 3 月 24 日 一部改正	令和 4 年 3 月 30 日 一部改正
令和 4 年 9 月 30 日 一部改正	令和 5 年 1 月 30 日 一部改正
令和 6 年 1 月 29 日 一部改正	令和 6 年 3 月 28 日 一部改正
令和 6 年 12 月 26 日 一部改正	令和 7 年 2 月 26 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（平 18 規程第 4 号。以下「契約職員就業規則」という。）第 38 条の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）の契約職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の体系)

第 2 条 契約職員の給与の体系は、次の各号に掲げる契約職員（契約職員就業規則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する者を除く。）の勤務時間に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 1 日について 7 時間 45 分、1 週間にについて 38 時間 45 分勤務する職員（以下「フルタイム契約職員」という。）日給、通勤手当、超過勤務手当、帰還困難区域等立入手当、業務調整手当、単身赴任手当、寒冷地手当、期末手当及び休業手当
 - 二 前号に掲げる契約職員以外の契約職員（以下「パートタイム契約職員」という。）日給、通勤手当、超過勤務手当、帰還困難区域等立入手当、業務調整手当及び休業手当
- 2 前項にかかわらず、年俸制給与に関し必要な事項は別に定める。

(給与の支給)

第3条 契約職員の給与は、その全額を通貨で、直接契約職員に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定に基づき契約職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その契約職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 契約職員が労使協定に基づき給与の全部又は一部につき自己の口座への振込を申し出した場合は、その方法によって支払うことができる。

(給与の支給定日)

第4条 契約職員の給与の支給定日は、毎月 16 日とし、その前月の給与期間の給与の全額を支給する。ただし、支給定日が次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

一 支給定日が日曜日に当たるとき 支給定日の翌日（その日が契約職員就業規則第 18 条第 1 号から第 4 号に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

二 支給定日が土曜日に当たるとき 支給定日の前日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

三 支給定日が休日（前 2 号を除く。）に当たるとき 支給定日の翌日（その日が休目に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

2 期末手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(給与期間)

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の即時払)

第6条 第 4 条の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、本人又は権利者の請求があった場合は、速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

一 本人が死亡したとき。

二 退職（前号に規定する場合を除く。）したとき。

2 前項の権利者とは、死亡当時本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二 子

三 父母

四 孫及び祖父母

五 その他これらに準ずる者

(非常時払)

第 7 条 理事長は、契約職員が次の各号のいずれかに該当する場合において、本人の請求があったときは、第 4 条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用にあてるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の場合の費用にあてるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- 四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(日給の決定)

第 8 条 契約職員の日給は、別表の区分欄に掲げる契約職員の種類に応じ、当該契約職員の職務に応じ、それぞれ同表に定める日給の中から決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務上特に必要があると認めた場合は別表の各区分に定める日給以外の日給に決定することができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、高度技能主任に命じられた高度技能専門任については、前 2 項の日給に 2,000 円を、業務主任に命じられたアシスタントスタッフについては、前 2 項の日給に 500 円を加算した額をその者の日給に決定することができる。

(超過勤務手当)

第 9 条 契約職員就業規則第 15 条による所定労働時間を超えて勤務を命ぜられた契約職員、契約職員就業規則第 18 条の規定による休日（以下「休日」という。）に勤務を命ぜられた契約職員及び午後 10 時から翌日午前 5 時までの間（以下「深夜時間帯」という。）に勤務を命ぜられた契約職員には、超過勤務手当を支給する。

- 2 超過勤務 1 時間当たりの額は、第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる超過勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 一 所定労働時間を超えて勤務した時間（所定休日に勤務した時間を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。）のうち、1箇月において 60 時間以内の時間（次号に定める時間を除く。） 100 分の 125
 - 二 第一号に定める時間内において所定休日に勤務した時間（前号に定めるものを除く。） 100 分の 135
 - 三 所定外労働時間が 1箇月において 60 時間を超えたときは、その超えた時間 100 分

の 150

四 深夜時間帯に勤務した時間 100 分の 25

- 3 超過勤務手当の月額は、前項の規定によりそれぞれ算定した超過勤務 1 時間当たりの額に、一の給与期間における同項各号に掲げる超過勤務の区分ごとの時間数をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。

(通勤手当)

第 10 条 通勤手当は、国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第 32 条第 1 項各号に規定する職員の支給要件に該当する契約職員に支給する。

- 2 フルタイム契約職員の通勤手当の額は、職員給与規程第 32 条から第 43 条までの規定を適用して、支給する。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 パートタイム契約職員の通勤手当の額は、職員給与規程第 32 条から第 43 条までの規定を適用して、支給する。ただし、支給単位期間を 1 箇月として算出した額に 21 分の 1 を乗じて得た額を、勤務 1 日当たりの額とする。
- 4 パートタイム契約職員の通勤手当は、前項の 1 日当たりの通勤手当の額に、一の給与期間における実勤務日数を乗じて得た額を通勤手当の月額とする。

(帰還困難区域等立入手当)

第10条の2 帰還困難区域等立入手当を、契約職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。

- 一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業
- 二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く）
- 三 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前二号に掲げるものを除く）
- 四 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（前各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）
- 2 帰還困難区域等立入手当の額は、理事長が別に定める。

(業務調整手当)

第 10 条の 3 業務調整手当は、従事する業務の性格及びその遂行の困難性に照らし理事長が特に必要と認めた契約職員に支給する。

2 業務調整手当の額は、日額 2,560 円とし、一の給与期間における実勤務日数を乗じて得た額を業務調整手当の月額とする。

(単身赴任手当)

第 10 条の 4 単身赴任手当は、国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第 44 条に規定する職員の支給要件に該当するフルタイム契約職員に支給する。

2 フルタイム契約職員の単身赴任手当の額は、職員給与規程第 45 条から第 49 条までの規定を適用して、支給する。

(寒冷地手当)

第 10 条の 5 寒冷地手当は、職員給与規程第 50 条の 2 に規定する職員の支給要件に該当するフルタイム契約職員に支給する。

2 フルタイム契約職員の寒冷地手当の額は、職員給与規程第 50 条の 3 の規定を適用して、支給する。

(期末手当)

第 11 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職するフルタイム契約職員（契約職員就業規則第 50 条の規定により出勤停止の処分を受けている者、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員育児休業、介護休業等に関する規程（平成 18 年規程第 9 号。以下「契約職員育児休業・介護休業等に関する規程」という。）第 4 条、第 10 条又は第 22 条の規定による育児休業又は介護休業をしている契約職員（基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある契約職員を除く。）を除く。）に対して、支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月及び、12 月に支給する場合においては 100 分の 152.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | | |
|---|--------------------|------------|
| 一 | 6 箇月 | 100 分の 100 |
| 二 | 5 箇月 15 日以上 6 箇月未満 | 100 分の 95 |
| 三 | 5 箇月以上 5 箇月 15 日未満 | 100 分の 90 |
| 四 | 4 箇月 15 日以上 5 箇月未満 | 100 分の 80 |
| 五 | 4 箇月以上 4 箇月 15 日未満 | 100 分の 70 |
| 六 | 3 箇月 15 日以上 4 箇月未満 | 100 分の 60 |
| 七 | 3 箇月以上 3 箇月 15 日未満 | 100 分の 50 |
| 八 | 2 箇月 15 日以上 3 箇月未満 | 100 分の 40 |
| 九 | 2 箇月以上 2 箇月 15 日未満 | 100 分の 30 |

十	1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
十一	1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
十二	15日以上1箇月未満	100分の10
十三	1日以上15日未満	100分の5
十四	零	零

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において契約職員が受けるべき日給（第8条第3項の規定により加算される額を含む。）に21を乗じて得た額とする。
- 4 第2項に規定する在職期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
- 一 契約職員育児休業、介護休業等に関する規程第4条、第10条又は第22条の規定による育児休業又は介護休業をしている契約職員として在職した期間及び休職にされていた期間（業務上若しくは通勤による負傷若しくは疾病によるもの及び別に理事長が認める休職期間を除く。）のうち、その2分の1の期間
 - 二 休日の振替、代休、年次有給休暇、特別休暇、病気休暇、契約職員就業規則第29条、第31条、第32条第2項及び第3項、及び第34条から第37条の規定による場合、就業の禁止による場合、育児部分休業、介護部分休業及び介護時間による場合を除き、勤務を欠いた期間（前号の期間を除く。）
 - 三 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
- 5 第2項に規定する在職期間には、基準日以前6箇月以内の期間において、研究所の職員、又は任期付職員として在職した期間を算入する。
- 6 期末手当の支給差し止め、一時支給差し止め及び一時差止処分に係る在職期間については職員給与規程第53条から第55条の規定を準用する。

(休業手当)

第12条 休業手当は、研究所の業務運営上やむを得ず休業とする場合に、休業となる契約職員に支給する。

- 2 前項の契約職員の休業手当の額は、当該契約職員の日給の額に休業となる日数を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の契約職員のうち、1日の一部分について休業となる場合には、その日給の全額を支給する。

(給与の減額)

第13条 契約職員が勤務しないときは、休日（契約職員就業規則第20条の規定により振り替えられた日を含む。）である場合、有給の休暇による場合、契約職員就業規則第27条第6項又は契約職員就業規則第8条の4第2項により準用される職員人事規程第26条第3項の規定により復職試行時間短縮勤務を行った場合、契約職員就業規則第29条、第

31 条及び第 34 条から第 37 条の規定により請求があった場合、契約職員就業規則第 55 条に規定する就業の禁止による場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

(休職者等の給与)

第 13 条の 2 特命研究員及び無期労働契約職員が業務上若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、契約職員就業規則第 8 条の 4 第 2 項により準用する職員人事規程第 21 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたとき又は病気休暇の承認を受けたときは、その期間中は給与の全額（労働基準法第 76 条による休業補償及び労災保険法第 14 条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和 49 年労働省令第 30 号）第 3 条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 特命研究員及び無期労働契約職員が契約職員就業規則第 8 条の 4 第 2 項により準用する職員人事規程第 21 条第 1 項第 1 号の規定により休職にされた場合には、その休職の期間が満 1 年（結核性疾患による場合は 2 年間）に達するまでは、日給、寒冷地手当及び期末手当の 100 分の 80 を支給することができる。
- 3 特命研究員及び無期労働契約職員が契約職員就業規則第 8 条の 4 第 2 項により準用する職員人事規程第 21 条第 1 項第 2 号の規定により休職にされた場合には、その休職の期間中、日給及び寒冷地手当の 100 分の 60 以内を支給することができる。
- 4 特命研究員及び無期労働契約職員が契約職員就業規則第 8 条の 4 第 2 項により準用する職員人事規程第 21 条第 1 項第 3 号の規定により休職にされた場合には、その休職の期間中、日給、寒冷地手当及び期末手当の 100 分の 70 以内を支給することができる。
- 5 特命研究員及び無期労働契約職員が契約職員就業規則第 8 条の 4 第 2 項により準用する職員人事規程第 21 条第 1 項第 4 号の規定により休職にされた場合には、その休職の期間中、日給、寒冷地手当及び期末手当の 100 分の 70 以内（業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100 分の 100）を支給することができる。
- 6 特命研究員及び無期労働契約職員が契約職員就業規則第 8 条の 4 第 2 項により準用する職員人事規程第 21 条第 1 項第 5 号の規定による休職にされた場合の給与については、理事長が別に定める。
- 7 第 2 項から第 5 項までの規定による日給及び寒冷地手当の額に 1 円未満の端数があるときは、それぞれ端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

(病気休暇連続取得日数が 90 日を超えた場合の給与)

第 13 条の 3 特命研究員及び無期労働契約職員が契約職員就業規則第 27 条第 6 項又は契約職員就業規則第 8 条の 4 第 2 項により準用される職員人事規程第 26 条第 3 項の規定により復職試行時間短縮勤務を行った場合であって、契約職員就業規則第 27 条第 7 項の

規定により、病気休暇連続取得日数が 90 日を超えた場合、その間の給与として俸給及び前条第 2 項に列記した手当の 100 分の 80 を支給することができる。

(育児休業者及び介護休業者の給与)

第 14 条 契約職員育児休業、介護休業等に関する規程第 4 条、第 10 条又は第 22 条の規定により育児休業又は介護休業をしている契約職員には、その休業の期間中、給与を支給しない。

2 第 11 条に規定する基準日に契約職員育児休業、介護休業等に関する規程第 4 条、第 10 条又は第 22 条の規定により育児休業又は介護休業をしている契約職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある契約職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

(育児部分休業者、介護部分休業者及び介護時間取得者の給与)

第 15 条 契約職員育児休業、介護休業等に関する規程第 18 条、第 29 条又は第 32 条の規定により育児部分休業又は介護部分休業をしている契約職員若しくは介護時間を取りしている契約職員には、第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額にその勤務をしない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

2 申し出た育児部分休業、介護部分休業又は介護時間の期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

(勤務 1 時間当たりの給与額)

第 16 条 第 9 条、第 13 条及び第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、日給（第 8 条第 3 項の規定により加算される額を含む。）を一日の所定労働時間数で除して得た額とする。

(端数の処理)

第 17 条 この規程により計算した給与の額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。ただし、前条に掲げる勤務 1 時間当たりの給与額及び第 9 条の規定による超過勤務 1 時間当たりの額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

2 一の給与期間の無給の休暇、欠勤、育児部分休業、介護部分休業及び介護時間の時間数の合計に 1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間に切り上げるものとする。

3 一の給与期間の時間外労働、休日労働、休日又は休日以外の日における深夜労働（午後 10 時から午前 5 時までの間の労働）の時間数の合計に 1 時間未満の端数がある場合は、

30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第18条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日より施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行前に従前の研究所の非常勤職員であって、かつ、退職の月に扶養手当を支給されていた者のうち、その退職の日から2週間以内に雇用されこの規程の適用を受けることとなった契約職員は、研究所で継続してフルタイム契約職員として雇用されている間（平成23年3月31日までの期間に限る。）に限り、職員給与規程第21条の規定に準じて扶養手当を支給する。

2 前項の規定により扶養手当を支給される契約職員に、第11条による期末手当を支給する場合は、同条の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において契約職員が受けるべき日給（第8条第3項の規定により加算される額を含む。）に21を乗じた額に扶養手当を加えた額とする。

第3条 この規程の施行前に従前の研究所の流動研究員又は高度技能専門員であった者で、その退職の日から2週間以内に雇用されこの規程の適用を受けることとなったNIESアシスタントフェロー、NIESポスドクフェロー、NIESフェロー及び高度技能専門員の期末手当については、第11条第2項の規定にかかわらず、平成18年6月1日を基準日とするものに限り、当該基準日以前2箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 1 2箇月以上 100分の100
- 2 1箇月15日以上2箇月未満 100分の80
- 3 1箇月以上1箇月15日未満 100分の60
- 4 1箇月未満 100分の30

第4条 この規程の施行前に従前の研究所の非常勤職員（独立行政法人国立環境研究所パートタイマー就業規則（平成13年規則第12号）の適用を受けていた非常勤職員を除く。）であって、その退職の日から2週間以内に雇用されこの規程の適用を受けることとなった契約職員（前条に該当する場合を除く。）は、第11条に規定する期末手当の在職期間に

算入することができる。

第 5 条 この規程の施行前に従前の研究所の非常勤職員（この規程の施行日前日において国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）の規定が適用されていた者に限る。）であって、その退職の日から 2 週間以内に雇用されこの規程の適用を受けることとなつた契約職員（パートタイム契約職員を除く。）が、平成 23 年 3 月 31 日までの間に限り、一の年度において連續した 6 箇月を毎月 18 日以上勤務し、かつ、引き続き在職した場合は、当該一の年度ごとに日給の 7 倍の額を暫定慰労金として支給する。

改正附則（平成 20 年 3 月 17 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

改正附則（平成 21 年 3 月 11 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

改正附則（平成 21 年 12 月 4 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

改正附則（平成 22 年 12 月 3 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

改正附則（平成 23 年 3 月 31 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

改正附則（平成 24 年 2 月 3 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 24 年 2 月 3 日より施行する。

第 2 条 第 10 条の 2 各項による警戒区域等立入手当の支給は、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

改正附則（平成24年7月6日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年7月17日より施行する。

改正附則（平成25年2月8日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年4月1日より施行する。

改正附則（平成26年3月14日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年4月1日より施行する。

改正附則（平成27年3月13日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

改正附則（平成27年12月28日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年1月1日より施行する。

改正附則（平成28年3月31日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日より施行する。

改正附則（平成28年12月26日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年1月1日より施行する。

改正附則（平成29年1月31日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年2月1日より施行する。

改正附則（平成29年3月23日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

改正附則（平成29年12月5日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成 29 年 12 月 5 日より施行する。

改正附則（平成 30 年 3 月 15 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

改正附則（平成 31 年 2 月 25 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

改正附則（令和元年 12 月 12 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

改正附則（令和 2 年 2 月 18 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

改正附則（令和 2 年 12 月 9 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

改正附則（令和 3 年 3 月 24 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

改正附則（令和 4 年 3 月 30 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

改正附則（令和 4 年 9 月 30 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。

改正附則（令和 5 年 1 月 30 日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

改正附則（令和 6 年 1 月 29 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（令和 5 年 6 月及び 12 月における期末手当の特例）

第 2 条 令和 5 年 6 月及び 12 月における第 11 条第 2 項の規定については、改正前の国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程第 11 条第 2 項中「142.5」とあるのは「145」とする。

2 改正により発生する期末手当の差額の支給日は、令和 6 年 2 月 16 日とする。

改正附則（令和 6 年 3 月 28 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

改正附則（令和 6 年 12 月 26 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

改正附則（令和 7 年 2 月 26 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区分	日給	
フェロー (フルタイム契約職員)	1	24,250 円
	2	25,800 円
	3	27,350 円
	4	29,780 円
	5	32,080 円
	6	34,380 円
	7	37,180 円
	8	39,970 円
	9	42,800 円
	10	45,620 円

区分	1日の所定労働時間	日給
フェロー (パートタイム契約職員)	1	7時間30分 20,070 円
		6時間30分 17,390 円
		5時間 13,380 円
	2	7時間30分 21,540 円
		6時間30分 18,670 円
		5時間 14,360 円

区分	日給	
シニア研究員 (フルタイム契約職員) 特命研究員 (フルタイム契約職員)	1	15,480 円
	2	16,010 円
	3	16,570 円
	4	17,060 円
	5	17,510 円
	6	17,870 円
	7	18,210 円
	8	18,420 円
	9	18,540 円
	10	18,650 円
	11	18,770 円
	12	18,870 円
	13	19,150 円
	14	19,240 円
	15	19,370 円
	16	19,540 円

17	19,710 円
18	19,960 円
19	20,150 円
20	21,150 円
21	21,800 円
22	21,980 円
23	22,170 円
24	22,420 円
25	22,700 円
26	22,810 円
27	22,970 円
28	23,150 円
29	23,390 円
30	23,610 円
31	24,250 円

区 分	1 日の所定労働時間	日 給
シニア研究員 (パートタイム契約職員)	1	7 時間 30 分
		6 時間 30 分
		5 時間
特命研究員 (パートタイム契約職員)	2	7 時間 30 分
		6 時間 30 分
		5 時間
	3	7 時間 30 分
		6 時間 30 分
		5 時間

区 分	日 給	適用の目安
准特別研究員及び特別研究員	1	准特別研究員
	2	
	3	
	4	特別研究員
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	

	11	18,770 円	
	12	18,870 円	
	13	19,150 円	
	14	19,240 円	
	15	19,370 円	
	16	19,540 円	
	17	19,710 円	
	18	19,960 円	
	19	20,150 円	
	20	21,150 円	
	21	21,800 円	
	22	21,980 円	
	23	22,170 円	
	24	22,420 円	
	25	22,700 円	
	26	22,810 円	
	27	22,970 円	
	28	23,150 円	
	29	23,390 円	
	30	23,610 円	
	31	24,250 円	
	32	25,800 円	
	33	27,350 円	

区 分	1 日の所定労働時間	日 給
リサーチアシスタント (修士課程 在籍者)	7 時間 30 分	13,690 円
	6 時間 30 分	11,860 円
	5 時間	9,130 円
(博士課程 在籍者)	7 時間 30 分	15,090 円
	6 時間 30 分	13,080 円
	5 時間	10,060 円

※リサーチアシスタントのうち博士等学位取得者については、上記による場合の他、その者の相当する特別研究員等としての日給を基準に、7.75で除して所定労働時間数を乗じた額（計算した給与の額に 10 円未満の端数を生じたときはこれを切り上げた額）を日給とすることができる。

区分	日給	
高度技能専門員 (フルタイム契約職員)	1	13,550 円
	2	13,820 円
	3	14,070 円
	4	14,310 円
	5	14,510 円
	6	15,480 円
	7	16,010 円
	8	16,570 円
	9	17,060 円
	10	17,510 円
	11	17,870 円
	12	18,210 円
	13	18,420 円
	14	18,540 円
	15	18,650 円
	16	18,770 円
	17	18,870 円
	18	19,150 円
	19	19,240 円
	20	19,370 円
	21	19,540 円
	22	19,710 円
	23	19,960 円
	24	20,150 円
	25	21,150 円
	26	21,800 円
	27	21,980 円
	28	22,170 円
	29	22,420 円
	30	22,700 円
	31	22,810 円
	32	22,970 円
	33	23,150 円
	34	23,390 円
	35	23,610 円
	36	24,250 円
	37	25,800 円

38	27,350 円
39	29,780 円
40	32,080 円
41	34,380 円
42	37,180 円
43	39,970 円
44	42,800 円
45	45,620 円

区 分	1 日の所定労働時間	日 給	
高度技能専門員（パートタイム 契約職員）	1	7 時間 30 分	10,850 円
		6 時間 30 分	9,410 円
		5 時間	7,240 円
	2	7 時間 30 分	11,520 円
		6 時間 30 分	9,990 円
		5 時間	7,680 円
	3	7 時間 30 分	13,690 円
		6 時間 30 分	11,860 円
		5 時間	9,130 円
	4	7 時間 30 分	15,090 円
		6 時間 30 分	13,080 円
		5 時間	10,060 円
	5	7 時間 30 分	16,400 円
		6 時間 30 分	14,210 円
		5 時間	10,930 円
	6	7 時間 30 分	18,180 円
		6 時間 30 分	15,760 円
		5 時間	12,120 円
	7	7 時間 30 分	20,070 円
		6 時間 30 分	17,390 円
		5 時間	13,380 円
	8	7 時間 30 分	21,540 円
		6 時間 30 分	18,670 円
		5 時間	14,360 円

区 分	日 給	
アシスタントスタッフ (フルタイム契約職員)	1	9,810 円
	2	9,990 円
	3	10,180 円
	4	10,370 円
	5	10,660 円
	6	11,010 円
	7	11,350 円
	8	11,650 円
	9	11,950 円
	10	12,240 円
	11	12,530 円
	12	12,860 円
	13	13,080 円
	14	13,300 円

区 分	1 日の所定労働時間	日 給
アシスタントスタッフ (パートタイム契約職員)	1	7 時間 30 分
		6 時間 30 分
		5 時間
	2	7 時間 30 分
		6 時間 30 分
		5 時間
	3	7 時間 30 分
		6 時間 30 分
		5 時間

区 分	日 給	
シニアスタッフ (フルタイム契約職員)	1	13,300 円
	2	15,480 円
	3	17,060 円

区 分	1 日の所定労働時間	日 給
1	7 時間 30 分	11,520 円
	6 時間 30 分	9,990 円

シニアスタッフ (パートタイム契約職員)		5 時間	7,680 円
	2	7 時間 30 分	13,690 円
		6 時間 30 分	11,860 円
		5 時間	9,130 円
3	3	7 時間 30 分	15,090 円
		6 時間 30 分	13,080 円
		5 時間	10,060 円